



関西学院大学災害復興制度研究所ニュースレター

FUKKOU

Vol.4

◀ contents ▶
目次

○巻頭言

緊急地震速報は私たちにどう伝わるのか

森 康俊…………… 1

○論文

災害から学ぶ新たな発見

黒田裕子…………… 2.3

○10月27日公開研究会の実施報告

平田誠一郎…………… 4.5

○観感学楽——被災地ネット

ますます重要になる災害情報 / 山崎 登

神戸からの発信 / 山地久美子…………… 6

○日本災害復興学会の開催案内…………… 7

○事務局だより

日本災害復興学会会員募集

東京丸の内キャンパスの入館方法

編集後記…………… 8

緊急地震速報は私たちに どう伝わるのか

関西学院大学社会学部准教授

森 康俊



緊急地震速報の本格運用が10月から始まった。緊急地震速報とは、震源に近い地震計で得られた情報から各地の予測震度や到達時間を瞬時に計算し、大きな揺れ(主要動)の到達前に知らせ、被害を軽減することを目的とした防災情報である。ここでは、本運用が始まったこの情報が、私たちにどう伝わるのかという視点から考えてみたい。

「あと10秒で大きな揺れがきます」というメッセージ。私たちはどのようにして知ることができるのか。知ったところでどう行動できるのか。不安や戸惑いは尽きない。テレビで知る場合がまず思い浮かぶが、重要なのはどのような表現で私たちの目や耳に触れるのかということだ。NHK・民放とも、視聴者や聴取者が理解しやすい表現形式を検討し、県域ごとに地図で赤く領域表示をする形式に落ち着いた。しかし、これでは、この情報の目玉といって良い、リメイン・タイム(残り秒数)や震源から揺れが広がっていくイメージ(同心円)を、私たちはテレビから知ることにはできない。また、既存の地震速報(発生後約3分後)と区別できるかどうかも問題である。

テレビが既存の地震速報と表現形式としてはあまり変化のない伝え方を選択したのに対し、放送以外の業界はリメイン・タイムをいかに伝えるかいろいろと試みている。ここに、一種の情報格差の問題が生ずるのだ。例えば、NTT東西の提供するフレッツホンを利用すると、残り秒数を私たちでも知ることができる。またウェザーニューズは月額315円で残り秒数や同心円をパソコンに配信するサービスを開始した。メディア特性を考慮に入れなければならないのはもちろんだが、放送と通信で得られる情報内容に違いが生ずるのである。

メディア全体では、折しも、仮称・情報通信法の下で、通信・放送の制度的基盤の再構築が模索されているが、皮肉なことに、緊急地震速報に関しては、慎重さを求められる放送(特に地上波)は思い切った伝え方を実現できず、通信事業者や住宅メーカーなどが、この情報本来の意義をビジネス化しようとしているわけだ。災害情報として、画期的なこの情報も、何か有料サービスに加入するか、高級住宅に住まない、個人としては本格的に活用できないのでは意味がない。放送事業者にはさらなる工夫を求めたいし、他のサービス提供者には低廉化や無償化を求めたい。

メディア経由以外にも、日常生活のさまざまな場面で緊急地震速報にふれる可能性がある。企業や学校などの法人利用を促すには、情報サービスとして見たときの費用対効果を推進側はもっと説明する必要がある。私たちにっては、利用する病院、鉄道、学校、デパート、テーマパークが導入しているのかも知りたい情報だ。この点、企業はCSR(企業の社会的責任)の一環として緊急地震速報の活用を検討し、広報活動に取り入れてもらいたい。わが国では防災は、環境と並ぶCSRの柱である。各業界の対応に期待したい。



▲筆者らの実施した視聴者への実証実験での試験画面

災害から学ぶ新たな発見

——人間あつての災害

黒田 裕子

阪神高齢者・障害者支援ネットワーク



阪神・淡路大震災から13年目を迎えることとなった。この間、国内外で大規模災害が「遠慮することなく」起き続けている。災害は、各地に未曾有の被害をもたらすだけでなく、医療、福祉、地域社会、暮らしのあり方、住まい方までも変えてしまう。

常に災害発生と同時に行動してきた筆者である。災害現場ではいつも新たな発見があり、ケアの変革とともに更なるケアの本質を学ぶことが出来る。現場には多くの本物があり、事実があり、その傍らで問題解決となる資料がある。

災害は突発的に来襲し、「いのち」や財産、コミュニティを奪い、さらに人々の心の中まで侵し、生きる気力さえ奪っていく。

災害現場での多くの出会いの中で、いつも注意しているのは、要援護者の問題である。言葉の上では、「目を向けることの重要性」がことあるたびに唱えられているが、目の前で出会う光景は、そんな言葉さえもなくなるほど心が痛むものである。

要援護者の用語としての定義は、高齢者・障害者・外国人・乳児・妊婦らを意味する。しかし、人はどんな状況下にあっても、1人の「ひと」としての尊厳をもって生きられるような援助が求められている。その時その時において「人間不在」にならないよう支援のあり方に創意工夫を加える。そのことの重要性をいつも「災害現場から教授されている」と言っていだろう。

以下、災害現場で出会う一つひとつに対して、人間存在の意味づけをしながら、初動から中長期に亘って、「人間」と「地域」と「暮らし」の一体化の中で、ケアのあり方を模索すると同時に「共創社会」に目を向けて歩んだ災害現場を考察する。

3月25日に発生した能登半島地震・7月16日に発生した新潟県中越沖地震の現場から……

能登半島地震の場合は、2日目に門前町役場にはいった。輪島市に合併された直後でもあり地名もその地域の特性もわからない状況の中で、活動されている職員と共に医療対策本部を立ち上げた。

門前町は震源地であり一番被害の大きいところでもあった。現場ではすぐに活動が始まっていたものの、混沌としていた。職員自らが、被災者でありながら地域のめんどろを見なくてはいけない、という葛藤の中での活動には心が痛んだ。そんな中で、筆者は「今ここで」をとらえて優先順位を決め「人間不在」にならない「暮らしの視点」での実践活動を行った。

能登半島の現場で驚いたのは、女性の一人暮らしの高齢者が比較的多いことであった。船乗りであるご主人を早くに亡くして、一人で頑張って子育てをして来られた方たちであった。それまでの人生の中で、非常にしっかりとした自立心をもって生きてきた人たちであった。

医療者としての現場の活動ではなく、医療を「ひとつの道具」として使った。それは、「いのち」を重んじる為でもあった。混沌としている中での実践は、まず動くことでもあった。避難所の状況を巡回し、要援護者の状況を見守って歩いた。その状況をみながら実践したことは、「福祉避難所」の立ち上げであった。観光地である地域の特徴でもある「国民宿舎」が、それには最適であった。ここには、虚弱者・車椅子生活者・杖歩行者・在宅酸素使用者などの人々に入っていた。この福祉避難所では、今回初とも言えるヘルパーさんの導入を実現させた。ヘル

パーさんの支えによって、「自立と共生」をはかりながら、その人その人に合わせた復興の道筋を歩んでいただくことができた。ヘルパーの導入で「人間らしい生活」を可能にしたことは、今後の被災地にとっても必要であることが実証できたという点で評価できるだろう。

ここでの約束は、すべてに手を出すことではない。応援者は、あくまで現地から、いずれ離れる人である。被災者が自立出来るような「くらしのリハビリ」に目を向けながらの支援であるべきだ。発生直後 72 時間においては、全ての人々が立ち上がることが出来ないのは当然であることを、担い手は心しながら相手と向き合わなければならない。

能登半島での驚きは、担い手のあり方であった。これまでの生き方を無視しての支援がそこにはあった。避難所での生活は、寝るところも、食べるところも、談話室も全て一緒の場であることだ。避難所での支援は、この地で生きてきた人々の特性、これまでの生き方、今後の生き方に視点をあてたものでなければならない。

例えば、被災されていることだけに目を向けるため、避難所の中のベッドサイドに食事が運ばれていた。そのことが原因で、足が弱り、立つことの出来なくなった人も多くでたことに驚いた。なんでもやってあげるのではなく「ともにやる」という具合に働きかけなければ、その人の自立を損なうこととなる。避難所の環境を整えて、部屋の整理、いわゆる環境に視点を置き、これまでの生活に近づけられるような工夫を凝らした。室内の清掃行為を通して、筋力の低下を防ぎ、生きていく実感^{あかし}を味わうと同時に生きていく証^{あかし}を手にしていただいた。避難所生活の先には、「第 2 の住まい方」の問題が控えている。家に帰る人、仮設に入る人、と分れ道がここから始まる。災害の状況や地域の特性などに目を向けることの重要性を学ぶことができ、多くの財産をいただいた。

7 月 16 日、中越沖地震が発生した。すぐに刈羽村へと向かった。ここでは、同県の中越地震のときから現在も継続して活動されているボランティアさんをご一緒させていただいた。ボランティアセンターの立ち上げから関わった。柏崎市とは違ってボランティアの介入不足、必要とする物資の不足が目についた。災害の現場は、何も無いところでの「人命救

助」から始まる。これは、専門職だけでなく誰でも出来るということが重要である。

ここでの学びは、阪神・淡路大震災以来初めての真夏の避難所でどう支援するかということであった。真夏の昼の体育館は 40 度になろうという暑さであった。ここでも高齢者が多かったが、これからの災害現場を物語るものといえる。独居高齢者・老老介護といったなかで、「安全」「安心」「快適性」を心にしながら避難所生活の工夫をした。ライフラインが復旧されていないなかで避難所の快適さを確保するための工夫は、まず、二次的合併症の予防から始めた。脱水・気力低下・不眠・汗疹などに対してのケアを行った。汗疹を掻いて二次的合併症を起こすことを防ぐ為に、濡れタオルを電子レンジで温め全身清拭した。二次的合併症の防止だけでなく、気分爽快となる為、安眠にもつながり、元気を回復されることともなった。

避難所の二次的災害の予防については、感染的予防・衛生面の管理・安全面の管理・メンタルケア・人間関係づくり・情報収集及び伝達などに視点を置いてケアをすることが大切である。これは専門職だけに求められるというものではなく、このことを知っておいて常に意識すれば誰にでも出来る。高齢者が多くなる現状の中で、是非承知しておいてほしいことである。

災害の現場では、とにかく避難所に目を向けるのであるが、忘れてはいけないのが、地域にも目を向けることの重要性である。在宅医療（人工呼吸器装着者・在宅酸素使用者・持続点滴使用者等など）が深化してきている中、日ごろから在宅に目を向けることを是非徹底してほしい。どんな状況下にあってもその人の尊厳を守りながら、その人らしい生活を保持していきたい。地域の中で、常日頃からチームワークを組み、防災・減害につとめたい。現場に本物があり事実があるからである。

いつどこで何が起こるかわからない現状の中で「人間」と「地域」と「くらし」の一体化に視点を向け、どんな状況下にあっても被災者が人間らしく生きることができるよう支援をしていきたい。そのことが、「人間存在」の支援のあり方につながるからである。最後の一人までも見捨てない「地域社会」の進化をはかりたいものである。

アメリカの復興法制度を考える

——ハリケーン・カトリーナのその後

平田 誠一郎

関西学院大学災害復興制度研究所
リサーチアシスタント

2007年10月の全体研究会は、規模を拡大して公開研究会となりました。講師にアメリカカリフォルニア大学パークレースクール教授、ダニエル・A・ファーバー氏をお迎えし、「災害復興に関する法的問題」という題目にてご講演いただきました。ファーバー氏は同校にて、カリフォルニア環境法政策センター（CCLEP）主任教授を務め、現代のアメリカ環境法・憲法をリードする学者として知られています。2005年のハリケーン・カトリーナを契機として災害法の学問的構築に取り組み、近年の著書に“Disaster and Law: Katrina and Beyond (2006)『災害と法：カトリーナを超えて』」があります。

コメンテーターは磯辺康子氏（神戸新聞編集委員）、司会は荏原明則氏（関西学院大学司法研究科教授）、通訳は辻雄一郎氏（CCLEP 研究員）でした。

◆「カトリーナ」と法律問題

災害とその後の復興に関してどのような法律問題が発生するのでしょうか。ハリケーン・カトリーナの事例から、次の3つの問題をファーバー教授は指摘しています。

（1）被災者の財政支援

第一に挙げられたのは保険制度の問題です。ハリケーンによる被害は、風による損害と水による損害とが複雑に絡まりあうものです。しかしアメリカでは、保険会社からの補償は風による被害に限定され、水による被害は補償されないケースがあります。そこで被災者が保険金の請求を十分に行えないという問題が生じます。そして保険会社が災害後に事業から撤退してしまうという点も見逃せません。

ファーバー教授はこうした問題の解決策として、政府の支援を創設すること、特に災害発生時の保険会社への政府からの資金援助、また家屋所有者に対する災害対策控除の拡大を唱えたほか、民間による災害保険の可能性も指摘しています。

（2）市街地の再建について——防災の面から

次いで挙げられたのが、市街地の再建の問題です。一度災害を受けた街が、次の災害で受けるダメージを減らすためにはどのようにすればよいのか。復興計画の中では、将来の災害被害への予防措置もあわせて講じられなければなりません（図1）。

そこで、補償制度や安全基準の問題に加え、土地利用に関する法制度の問題が強調して述べられました。特に事例として挙げられたのは、市街地周辺における湿地の回復の問題です。2004年のスマトラ大地震による津波の際には、マングローブ林のより多い湿地において被害が少なかったなど、湿地の防災効果が報告されています。一般に土地利用規制権限は州がもっていますが、アメリカの裁判判

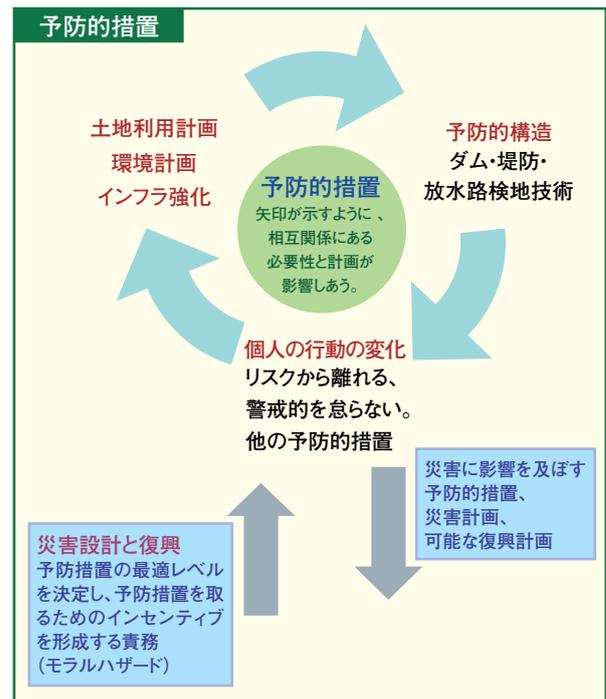


図1 災害と予防的措置

例によれば、公共水域である湿地帯を管理する権限を持つのは連邦政府であり、州政府でないと解釈されてきました。このような状況の下、連邦政府によりミシシッピ川沿岸では洪水統制が行われていたものの産業開発等が許可されたため、現状では湿地が大きく失われてしまっています。そこでファーバー教授は湿地の回復が、土地利用に関する連邦と州の関係を見直す必要を示すという意味で、アメリカ法制度の大きな課題であるとしています。

（3）市民参加によるリスクを防止する計画づくり

第三の論点は、政府が災害リスクを防止するために、ど



のような計画を立てるかという問題です。ファーバー教授は、アメリカにおける法制度もまた災害後の再建の問題を予定していない点に不備があると指摘したうえで、「組織は過去の災害から学ばねばならない」としています。また災害対策の計画づくりを専門家や政治家に任せきりにするのではなく、市民が参加できる透明な過程にすべきであると提言しています。災害対応においては、連邦・州・地方政府、および民間の役割分担・連携の上で、さまざまな制度上の問題があります（図2）。災害後、より良い復興を進めるためにはこれらの点の改善も望まれます。

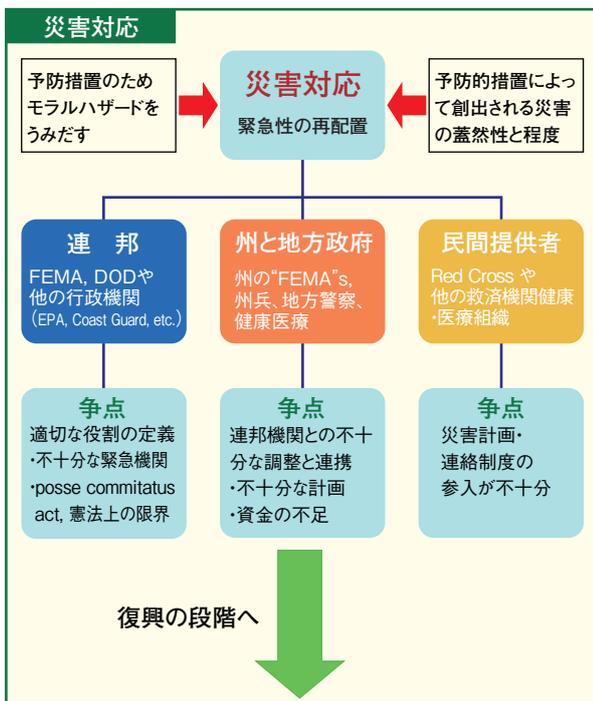


図2 災害対応における、連邦・地方・民間の連携に関する争点

そして講演を終えるにあたり、ファーバー教授はリスクを防止する計画づくりに関し、①大統領と議会に特別な助言者を用意し、災害リスクを軽減する措置を取るよう確保すること、②国家・州・地方政府の間の調整を改良してリスクを軽減すること、③公衆が決定過程を理解し、参加する能力を向上させること、以上3点を主要な提唱として挙げました。

◆ファーバー教授 プロフィール◆

1971年にイリノイ大学にて哲学でB.A.を取得（high honor）。72年に社会学でM.A.を取得。75年、イリノイ大学にてJDを取得。81年にミネソタ大学で教鞭をとり、87年にはHenry J. Fletcher Professor of Lawの称号を得る。ハーバードロースクールやシカゴロースクールに客員教授として研究している。2000年にはMcKnight Presidential Professor of Public Lawの称号を得ている。

ハリケーン・カトリーナの後に、災害法（「災害と法：カトリーナを越えて」）をアメリカのロースクールで最初に開講し、災害法の学問構築に力を注いだ。その論文・著作は多くの憲法・行政法・環境法分野のみならず、公共政策などの分野で広く引用されている。

ファーバー氏の主張は法律学者だけでなく裁判官、政府関係者といった実務家からも支持されている。またNY、ミネソタ、カリフォルニア、ミシシッピを頻りに訪れ、州・連邦政府機関とも交流を持ち、相互批判の中で環境法・憲法・行政法の分野に大きく貢献している。

（研究会配布資料をもとに作成）

◆日本とアメリカの共通点・相違点

ファーバー氏の講演を受けて、磯辺氏はアメリカでの住宅再建に対する公的支援の範囲、そして連邦・州を始めとする各行政単位の連携についてコメントを加えました。このコメントに対するファーバー氏の回答の中で、アメリカでは個人の住宅再建について公的資金が導入されていること、また連邦・州・カウンティ・シティといった各行政単位の連携については難しい面があることがあらためて述べられています。後に続いた会場全体の聴衆を含めた議論においても、関連して行政の連携に関する制度の整備、そして被災者に対する米国のFEMA（連邦緊急事態管理庁）の法的責任の問題などについて質疑応答がありました。

今回の研究会を通じ、アメリカにおいてもまた災害復興に関する法整備には課題が多く残されていることが分かりました。行政システムのあり方など日米間には異なる点も多く、制度の詳細について簡単に比較できない点もあると考えられます。しかし、国レベルと地方公共団体レベルとの役割をどのように規定するか、またアメリカには日本にない全米洪水保険制度等があるものこのを含め、保険制度をどのように発展させていくのか——これらの問題は日本とアメリカのいずれにおいても、未来の災害時に備え法整備が急がれる事項でしょう。今後さらに両国の間において、より詳細な研究成果の交換が有益であると感じさせられる研究会であったと思われま。





かんかんがくがく

被災地を**観**る、
被災地の痛みを**感**じる、
そして、
被災地から**学**ぶ、
被災地の人たちと**楽**しむ。

被災地ネット

ますます重要になる災害情報／山崎 登
神戸からの発信——世界に向けて／山地久美子

ますます重要になる災害情報

山崎 登
NHK 解説委員

様々な自然災害の分野で、防災のキーワードが「情報」だということが、最近、強く意識されるようになった。

地震でいえば、今年の10月1日から「緊急地震速報」が広く一般に向けて発表されるようになった。緊急地震速報は、地震が起きたことをいち早くとらえて、揺れが到達する前に情報を出す気象庁の新しい情報だ。

この情報には、技術的な限界があって、直下地震の震源近くでは間に合わない上に、揺れの強さや到達時間に誤差がありうる。また、揺れの前といっても、余裕は数秒から数十秒しかなく、利用の仕方が難しいという指摘もある。

しかし、今年7月の新潟県中越沖地震の際に、先行して情報を受けていたところでの活用のされ方をみると、今後の効果が期待できる気がする。

例えば、長野県上田市の丸子地区では、有線放送を通じて各家庭に伝わり、戸惑った人がいた一方で、机の下に隠れるなど身の安全を確保した人がいた。また、松本市の建設現場ではクレーンの作業が中止された。さらに、東京では、私鉄の列車が減速したり停車したりしたほか、ホテルのエレベーターが最寄りの階に止まって、閉じ込め事故を防ぐことができた。

このほか、住民にわかりやすい情報を出そうという取り組みも進んでいる。水害情報は、防災行動に活かしやすいように水位の名称が整理された。「指定水位」は「水防団体待機水位」に、「特別警戒水位」は「避難判断水位」に、「危険水位」は「はんらん危険水位」にとわかりやすくなった。

さらに、火山情報は防災対応に直接結びつくように、噴火警戒レベルが設定された。「レベル2」は「火口周辺」の立ち入り禁止などの措置が求められ、「レベル4」になると、周辺住民の「避難の準備」で、「レベル5」は「避難」行動が求められるといったかたちに改められた。

こうした取り組みの背景には、最近の地震被害の多発や想定を超える豪雨災害の発生などの外的要因と、公共事業費の抑制傾向や少子高齢化に向かう時代状況などの社会の変化がある。

防災関係者はもとより、自治体や住民も、こうした変化をきちんと理解しないと、今後の防災の取り組みを進めていくことができない。

災害と情報を巡る問題は、ますます重要な防災のテーマになってきたといえるのである。

年に一度開催される総会・理事会・パーティにあたる日だったので、その場で総会に出席したい旨伝えたとところ突然の日本人訪問者の申し入れを快諾してくれた。

SPURの歴史は古く1906年サンフランシスコ大地震の経験にまで遡る。100年経った現在では3400名余りの会員を持ち、サンフランシスコベイエリアの都市計画に積極的に提案を行うまちづくりのシンクタンクとして重要な役割を果たしている。埠頭の美しい建物が夕方の4時から始まった総会と理事会を傍聴し、終了後のパーティ会場で神戸からの参加であることを伝えたと数名の幹部を紹介された。理事のMorten氏とMcCann氏はSPURの活動の中で「地球温暖化」と「防災計画」を現代の課題として取り組んでいると教えてくれた。昨年、大地震から100年目を迎えたサンフランシスコでは様々なメモリアル行事が開催され、防災・減災への取組みが心新たにされた。1906年の経験は重要であるものの現代では様々な社会的状況が違い、さらには1989年の地震よりも大規模な防災計画がまちづくりの中で必要である。だからこそ、都市部で未曾有の被害を受けた神戸の震災復興の経験をサンフランシスコの防災対策に生かしたいとの人々の思いが伝わってきた。

神戸とサンフランシスコの間ではこれまでに多くの情報が伝達されてきたであろう。滞在中に震災復興資料の英語版の情報、NPO、行政、人と防災未来センターやTeLL-Netの活動を伝えたとところ、世界へ向けた情報発信が十分になされているとは思えなかった。数日後のSPUR「防災計画」の会合へ誘われたのに調査の日程の関係でかなわなかったのが心残りであったが、被災地からさらなる「生きた情報と経験」を積極的に発信し伝えていく必要と責任を強く感じた。神戸の経験の伝達は世界中から求められている。



▲2006年4月18日
サンフランシスコ大地震100年メモリアル
(撮影：小林郁雄)

神戸からの発信

——世界に向けて

山地久美子

神戸まちづくり研究所副理事長
神戸学院大学客員教授

「神戸での経験を教えて欲しい。ネットワークを結ぼう。」アメリカ・サンフランシスコのまちづくりNPO「SPUR」の幹部から熱く語られた。

この3月にひょうごボランティアプラザの助成を受けサンフランシスコでNPOの調査を行う機会に恵まれた。その際、1998年の神戸復興塾のNPO視察団の継続調査としてSPUR(San Francisco Planning and Urban Research Association)のオフィスを訪問した。その日はちょうど

関西学院大学で発足学会を開催します

シンポではパネリストに新潟県知事や輪島市長も

来年1月13、14両日に日本災害復興学会の発足学会を本学B号館と関西学院会館にて開催します。首都直下地震や東海・東南海・南海地震という巨大災害が間近に迫る今、災害への備えや応急対応を整備することはもちろん被災後の再建・再生を支援する法制度や社会システムの構築も急務となっています。

防災や危機管理、地震や自然災害をテーマにした学会はすでに存在しますが、復興を真正面からとらえた学会の結成はこれが初めてです。わが国の法体系には「復興」の定義すらなく、被災者や被災地の再建を支える法制度は極めて貧弱なだけに、学会の設立は時代の要請ともいえるでしょう。

関東大震災の折、時の内務大臣・後藤新平が建白書「帝都復興の儀」の中で大惨事すら「理想的帝都建設の為の絶好の機会なり」と謳い上げて以来、復興は都市インフラの再建という公共工事を推進役に、復興特需で被災者の生活再建を果たすという経済循環の考え方がとられました。

しかし、いまや急激な右肩上がりの経済成長は期待できない高齢化社会の到来です。「自助努力」だけではこの災害多発時代を乗り切ることが困難です。と同時に「格差社会」は働く人たちの階層間だけでなく、地域間にも及んでいます。復興の指標は、これまでのように経済成長や人口増ではなく、豊かな文化や環境、人々を支えあう地域のきずなといった「こころの幸福量」に見出さなければなりません。

学会は、こういった理念や復興の手順を探る「復興デザイン研究会」と、支援のための法システムを考える「法制度研究会」が中心となります。これらを復興のための基礎医学とすると、被災地を直接支援するNPO、NGOの実践部隊、被災地復興の隘路を全国に発信する被災地プレス会議、さらにはコミュニティのありようを考える復興まちづくりの活動は、さしずめ臨床医学でしょう。学会運営が軌道に乗れば、こういった部会も検討したいと考えています。

学会プログラムは次の通りです。

プログラム

[2008年1月13日]

■日本災害復興学会発足記念大会

会場：関西学院大学B号館102号室(理事会)、101号室(大会)

◆**拡大理事会** (午前10時30分～正午)

◆**総会** (午後1時30分～2時)

▽**開会挨拶 大会委員長**

宮原浩二郎 関西学院大学災害復興制度研究所所長

▽**総会議長**

室崎 益輝 総務省消防庁消防研究センター所長

理事・役員選出・紹介、会則、事業報告、予算・決算

◆**学会** (午後2時15分～2時30分)

▽**歓迎挨拶 受け入れ校**

平松 一夫 関西学院大学学長

▽**特別顧問挨拶**

貝原 俊民 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長(元兵庫県知事)

▽**学会設立にいたる経過説明** (午後2時30分～2時45分)

山中 茂樹 関西学院大学災害復興制度研究所教授

▽**学術記念講演** (午後2時45分～午後4時)

○**演題「我が国の災害復興の経緯と課題」**

熊谷 良雄 筑波大学特任教授

▽**災害復興へのアプローチ** (午後4時～午後5時30分)

渥美 公秀 復興デザイン研究会代表(大阪大学大学院准教授)

永井 幸寿 日本弁護士連合会ワーキンググループ代表

村井 雅清 被災地NGO協働センター代表

※この事業は「財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」と「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて実施しています。

■**懇親会** (午後6時30分～午後8時)

会場：関西学院会館 光の間



[2008年1月14日]

■復興デザイン研究会総会&被災地交流集会 (午前10時～正午)

会場：関西学院大学B号館104号室

主催：関西学院大学災害復興制度研究所

協力：日本災害復興学会・復興デザイン研究会

■学会発足記念シンポジウム (午後1時～4時)

会場：関西学院会館レセプションホール

主催：関西学院大学災害復興制度研究所

協力：日本災害復興学会

後援：朝日新聞社

▽**基調講演** (午後1時～2時)

○**演題「災害復興におけるミスト・オポチュニティーズ」**

高坂 健次 (関西学院大学社会学部教授)

▽**シンポジウム** (午後2時15分～午後4時)

○**テーマ「格差時代の復興戦略を問う」**

・**パネリスト** (50音順)

泉田 裕彦 (新潟県知事)

井戸 敏三 (兵庫県知事)

大桃美代子 (タレント・魚沼特使)

梶 文秋 (輪島市長)

・**コーディネーター**

室崎 益輝 (総務省消防庁消防研究センター所長)

■役員会 (午後4時～4時30分)

▽**企画委員会**

▽**広報・デジタル委員会**

▽**学術誌編集委員会**

事務局だより

実践と理念と制度構築で 被災地の支援を
日本災害復興学会会員を募っています！！

「人間復興」を旗印に災害復興制度研究所が結成を呼びかけていました日本災害復興学会がようやく2008年1月13日、旗揚げします。災害復興の制度・システムの研究に関心がある人、被災地で実際に支援活動を展開したい人、災害復興の現場から格差社会の問題点を乗り越える理念を論じたい人、災害の復興史から現代に通用する仕組みの設計に興味がある人……。すべての心優しい人たち、この国の未来を考えたい人たちに学会は開かれています。みなさまの力で学会はどのようにも発展していきます。ぜひ、ご入会ください。入会申し込みは、関西学院大学災害復興制度研究所のホームページ (<http://www.fukkou.net>) にある入会申込書を出力のうえ、所定の事項を記入して下記事務局まで郵送してください。ホームページを見ることができない人は、事務局までご連絡ください。申込書を郵送いたします。



▲中越地震で被災した羽羽村仮設住宅を調査する研究所メンバー

(1) 申込書送付先

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学災害復興制度研究所内
日本災害復興学会準備委員会事務局
TEL: 0798-54-6996

(2) 学会費

会費は全額前納となっております。年会費は以下の通りです。

- | | | |
|---------|----|-------------|
| 1) 正会員 | 年額 | 7,000円 |
| 2) 学生会員 | 年額 | 3,000円 |
| 3) 購読会員 | 年額 | 6,000円 |
| 4) 賛助会員 | 年額 | 一口: 50,000円 |
| 5) 入会金 | | 3,000円 |

東京丸の内キャンパスの入館方法について

【事前連絡】

訪問予定者は前日までに、災害復興制度研究所に「氏名、連絡先、訪問予定時間」等を連絡してください。

【訪問当日】事前連絡のある場合

- ① サビアタワー 3F のオフィスロビー受付で、氏名と訪問先（関西学院大学東京丸の内キャンパス）を申し出てください。
- ② ゲストカードを受け取ってから、入館ゲートを通してエレベータで10Fに上がってください。
- ③ 入館中はゲストカードを必ず首からぶら下げておき、紛失しないよう注意してください。
- ④ ゲストカードは3Fから退館する際に、必ず返却してください。

事前にご連絡いただけない場合は、3Fのオフィスロビー受付で、「来館受付票」に記入し「身分証明書（写真付）」又はご自身の名刺2枚を提示してください。

※ どちらもお持ちでない場合は、丸の内キャンパスまでご連絡ください。
(03-5222-5678)

当日参加の場合、3F受付でしばらくお待ちいただく場合がありますが、ご了承ください。

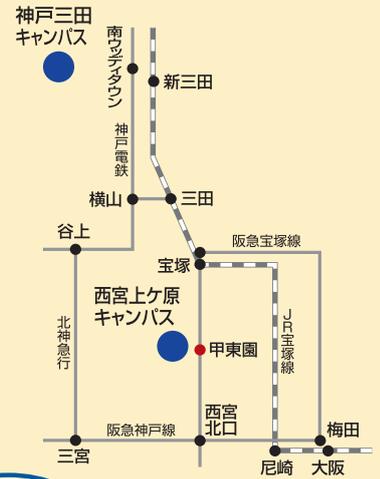
編集後記

今年は3月25日の能登半島地震、7月16日の新潟県中越沖地震と大きな災害が続きました。新たな被災者が増えるなか、「緊急地震速報」の一般提供や被災者支援法の改正など防災・復興面も少しずつですが、確実に前進しているように思います。そして私たちもその一助になれるよう、来年1月の日本災害復興学会発足記念シンポジウム（詳細は7頁）の開催に向けて、研究所員一丸となって準備を進めております。是非、多くの方にご参加いただきたいと思います。

※ 研究所の冬期休暇は、12月22日（土）～1月6日（日）です。

《中阪 薫》

西宮上ヶ原キャンパス案内図



関西学院大学東京丸の内キャンパス案内図



〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12
サビアタワー 10階
TEL: 03-5222-5678



関西学院大学
KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY
災害復興制度研究所

協力：関西学院大学 21世紀 COE プログラム
「人類の幸福に資する社会調査」の研究

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号
TEL: 0798-54-6996 FAX: 0798-54-6997
<http://www.kwansei.ac.jp>

URL: <http://fukkou.net/> E-mail: kgu_fukko2005@fukkou.net